

議第 5 7 号

呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市手数料条例の一部を改正する条例

呉市手数料条例（平成 1 2 年呉市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 中第 2 2 項を第 2 3 項とし、同表第 2 1 項中「7 5, 0 0 0 円」を「6 7, 0 0 0 円」に改め、同項を同表第 2 2 項とし、同表中第 6 項から第 2 0 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 法第 1 2 条の 7 第 1 項及び第 7 項の規定に基づく 2 以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定	(1) 認定の申請に対する審査	1 件につき	1 4 7, 0 0 0 円
	(2) 認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	1 件につき	1 3 4, 0 0 0 円

別表第 4 に次のように加える。

2 4 土壌汚染対策法第 2 7 条の 2 第 1 項、第 2 7 条の 3 第 1 項及び第 2 7 条の 4 第 1 項の規定に基づく汚染土壌処理業の承認	(1) 汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査	1 件につき	1 2 0, 0 0 0 円
	(2) 汚染土壌処理業の法人の合併及び分割の承認の申請に対する審査	1 件につき	1 2 0, 0 0 0 円
	(3) 汚染土壌処理業の相続の承認の申請に対する審査	1 件につき	1 2 0, 0 0 0 円

付 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正に伴い、関係する手数料の額の改定等をするため、この条例案を提出する。